第 8 9 期 報 告 書

平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで



日本精蠟株式会社

会 社 概 要

商号 日本精蠟株式会社

(NIPPON SEIRO CO., LTD.)

創 立 昭和26年2月10日

資本金 11億2千万円

主要な

パラフィンワックス、マイクロ クリスタリンワックス、合成ワ 営業品目

ックス等その他各種誘導品およ

び重油



事業報告(平成27年1月1日から) 中成27年12月31日まで)

- 1. 企業集団の現況に関する事項
- (1) 事業の経過およびその成果
 - 事業環境

当期におけるわが国経済は、混迷する中東情勢、中国をはじめとするアジア経済の成長鈍化、ユーロ圏経済の回復遅れ等不透明な状況下、政府の経済対策や日銀の金融緩和政策を背景とした企業収益や雇用の改善が続く中、設備投資の持ち直しや個人消費の底堅い動きなどにより景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、原油相場は前期後半の80ドル/バレル台から一貫して下落し、5月には米国WTI原油が60ドル/バレル前後、東南アジア産原油が60ドル/バレル半ばまで反発の兆しを見せたものの、その後は再び世界経済の減速懸念を背景に下落基調を強め、年末には米国WTI原油が37ドル/バレル前後、東南アジア産原油も30ドル/バレル前後まで下落しました。また、円・ドル相場は118円~123円/ドル台で推移いたしました。

② 事業の経過および当期の経営方針等に基づく諸策の実施状況 このような状況の中で、当社は下記の当期経営方針およびIS09001の年度 品質方針ならびに中期経営計画NS2017(平成27年度~平成29年度)に基づ き、具体的諸施策を推進し、企業価値および企業品質の一層の向上に取組 んできました。その進捗状況と結果は下記のとおりです。

(経営方針)

1) 持続的発展を可能とするワックススペシャリストとしての事業基盤の 強化を図る。新原料下の安定操業と最適製販の確立、タイ工場の稼働お よびアジア市場への販売強化、高機能開発製品の更なる拡充、グローバ ル人材の育成強化等を図る。

製品の高品質化・高機能化および需給変動等に機動的に対応できる原料の最適化に取組み、既存原料に加え新原料の安定確保に努めるとともに新原料下の安定操業とワックスの効率生産に引続き取組みました。また経済成長の著しいアジア市場を取り込むため、各種ワックスの製造拠点としてタイ王国に設立した現地法人Nippon Seiro (Thailand) Co., Ltd. のタイ工場が平成27年8月に計画どおり竣工し、現在、本格稼働に向けて鋭意取組んでおります。これにより拡大するアジア市場や国内取引先のアジアシフトに対応できる製販体制が整い、アジア市場の開拓および販売強化に注力いたしました。

2) 財務体質の改善を図る。予算必達による配当継続、固定費の削減、在庫の適正化、資本の充実等を行う。

当期は前期後半からの原油価格急落に伴う高値在庫による重油採算の一段の悪化と棚卸資産評価損等による業績悪化の中、収益確保を最優先事項として効率生産、採算販売の徹底をはじめ固定費の削減を柱とする収益・収支改善策に取組み、大幅なコスト削減を図ったものの、原油価格の急落による収益悪化には抗しきれず、通期では損失計上を余儀なくされました。詳細は後述の「③当期事業概況と成果」に記載のとおりです。配当につきましては長期安定配当の基本方針に基づき、中間配当は1株につき5円、期末配当は当初発表どおり1株につき5円を予定し、年間配当1株につき10円を予定しております。

また、借入金については子会社のタイ工場建設により増加いたしましたが、引続き効率的資金運用を念頭に財務内容の改善に努めてまいります。

3) 信頼される企業運営を通じて社会貢献を実現する。安全操業、環境保全、コンプライアンスの徹底を図る。

無事故・無災害、省エネルギー化等の安全操業・環境保全の継続的取組み、従業員教育の制度見直しをはじめリスク・コンプライアンス事項の見直しおよび各部門の内部監査・ISOの継続的改善活動に取組むとともにCSR活動・環境保全活動を計画どおり実施いたしました。また、グループ内部統制システムの整備拡充を図りました。

(IS09001の年度品質方針)

日本精蠟はワックスのスペシャリストとして、お客様のニーズに応え、 安心してご使用いただける製品・サービスを提供し続けます。

- 1) 子会社を含む全組織の品質マネジメントシステムの維持管理および継続的改善に努め、更なるお客様満足度の向上を図ります。
- 2) お客様の真のご要望に応えるべく、品質の向上および環境に配慮した製品づくりを目指します。
- 3) 製品含有化学物質管理をはじめ、コンプライアンスに基づいた、安心・安全な製品を提供し、お客様からの信頼を高めます。

以上のIS09001の年度品質方針の取組みについては、その具体的行動指針 および各部門の品質目標実施計画に基づき、四半期毎の活動状況の品質監 査を実施する等継続的なマネジメントレビューを推進し、目標は概ね計画 どおり進捗しました。

③ 当期事業概況と成果

当期は前期後半からの原油価格の下落に伴う重油採算の一段の悪化と高値在庫による原価高の状況の中で、効率生産、採算販売、コスト低減および売上高の拡大に努めてきました。その結果、主力のワックス販売は国内では汎用品が低迷したものの高機能製品が伸び、また輸出販売は米国向けが回復し、販売数量では70,363トン、販売高では18,945百万円の実績となりました。このうち、国内販売が販売数量では33,861トン、販売高では11,390百万円、輸出販売が販売数量では36,501トン、販売高では7,555百万円となりました。重油販売は火力発電用需要が漸減する中、販売数量では222,106キロリットル、販売高では10,163百万円の実績となりました。

一方、損益面については、第1四半期連結会計期間(1~3月)におい て前期後半からの原油価格急落に伴う高値在庫による重油採算の一段の悪 化と棚卸資産評価損等が大きく影響し損失を計上いたしました。第2四半 期連結会計期間(4~6月)では高値在庫は概ね消化し、また経費削減等 に努めたことにより営業利益で黒字に転換しましたが、第3四半期連結会 計期間(7~9月)において8月後半からの原油価格の一段安による重油 採算の悪化と輸出ワックス販売において安価な中国品との競争激化等が響 き再び損失を計上し、第3四半期連結累計期間(1~9月)では大幅な損 失計上を余儀なくされました。第4四半期連結会計期間(10~12月)は原 油相場が下落基調を強める中、高値在庫は概ね消化し新原料の処理による ワックスの効率生産を達成するとともに固定費の更なる削減を柱とする総 合的な収益・収支改善策に取組んだ結果、収益は改善し営業利益で112百万 円、経常利益で130百万円および純利益で56百万円の利益を計上するに至り ました。しかしながら原油価格急落による重油の採算悪化と棚間資産評価 損等による第3四半期連結累計期間(1~9月)の損失を解消することは できず、通期では損失計上のやむなきに至りました。

これにより、当期の売上高はその他商品を含めて29,250百万円、営業損失で653百万円、経常損失で729百万円、当期純損失で559百万円を計上するに至りました。

なお、当期の株主配当につきましては長期安定配当の基本方針に基づき、中間配当で普通配当として1株につき5円、期末配当は第4四半期連結会計期間(10~12月)より業績改善が引続き見込まれることから普通配当として1株につき5円を予定し、年間配当は1株につき10円を予定しております。

- ④ 中期経営計画NS2017 (Next Step 2017) の概要
 - 1) 中期経営計画策定の概要(平成26年12月22日公表)

本計画は平成27年度から平成29年度の3年間を「原料多様化に対応する最適製販体制の確立、高機能開発製品の更なる拡充、グローバル市場への販路拡大を通じて、持続的発展を可能とするワックススペシャリストとしての事業基盤を強化する時期」と位置付け、次の9点を基本方針といたします。

(基本方針)

- [1] 原料の多様化とそれに伴う製造技術力(品質の安定とコストダウン)のアップ
- [2] 自社開発・高機能製品による成長分野向け製品群の更なる充実 (開発・製造・分野)
- [3] タイ工場の早期本格稼働と採算化およびアジア市場におけるゴム 老防用ワックスシェアーの大幅アップ(数量倍増)
- [4] 総合ワックスメーカーの強みと責任、徹底した採算販売を意識した 国内(製品・商品)販売の拡充、将来的な需給変動に対応できるフレ キシブルな輸出販売の継続、国内外での「日本精蠟」評価の維持、発 展
- [5] 重油製造量のミニマイズ化、原料購入を絡めたスキーム化等による 安定販路の確保
- [6] 借入金圧縮、固定費削減による財務体質強化
- [7] 迅速な経営判断のための組織のスリム化、組織・要員再編による効率運営
- [8] コンプライアンス、リスク管理の徹底、ISO推進を通じた内部統制 システムの強化
- [9] 品質・環境マネジメントシステムを通じた環境負荷低減、環境保全の推進

2) 業績目標(連結)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
売 上 高(百万円)	28, 500	30, 500	31,600	
経常利益(百万円)	330	850	1,000	
当期純利益(百万円)	210	600	700	
配 当(円/1株)	10	10	10	

(注) 当社は平成27年度より連結決算を開始いたしております。

中期経営計画NS2017に掲げる基本方針の取組み状況は、前述の「②事業の経過および当期の経営方針等に基づく諸策の実施状況」に記載のとおり、初年度の取組みとしては各課題とも概ね計画どおりの進捗を見ました。業績目標の達成状況は前述の「③当期事業概況と成果」をご参照ください。

なお、業績目標数値は作成時点で入手可能な情報に基づき予測しうる 範囲内で作成したものであり、実際の業績は先行き不透明な原料油価格 や重油市況の動向等様々な変動要素の影響により目標数値とは大きく差 異が生じますことをご承知くださいますようお願いいたします。

⑤ 当期事業概況のまとめ 生産および販売の状況は以下のとおりです。

< 生産>

	前 期	当 期	増減
原料受入量(kl)	336, 661	333, 130	_
実 処 理 量 (kl)	332, 723	330, 105	_
ワックス(t)	58, 600	64, 436	_
重 油 (kℓ)	232, 266	222, 184	

<販売>

	前	期	当	期	増	減
	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額
ワックス 国内	34, 982	11, 776	33, 861	11, 390	_	_
輸出	30, 065	6,077	36, 501	7, 555	_	_
合計	65, 048	17, 853	70, 363	18, 945	_	_
重 油	236, 395	17, 931	222, 106	10, 163	_	_
その他仕入商品		188		141		_

- (注) 1. 国内販売には輸入合成ワックスを含んでおります。
 - 2. ワックス数量単位はton、重油数量単位はkel、金額は百万円単位で記載しております。
 - 3. 当期より連結決算を開始したため、前期は単体の実績を記載しております。また、前期との比較は行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資の総額は1,643百万円であり、内訳は、徳山工場における既存設備全般の更新および改修工事等240百万円、つくば事業所関係21百万円、タイ工場新設工事1,382百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金および運転資金は、自己資金および金融機関からの借入金をもって充当しました。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成24年度 第86期	平成25年度 第87期	平成26年度 第88期	平成27年度 (当連結会計年度) 第89期
売 上 高(百万円)	_	_	_	29, 250
経 常 利 益 (△は経常損失)(百万円)	_	_	_	△729
当期純利益(百万円) (△は純損失)	_	-	_	△559
1株当たり当期純利益 (△ は 純 損 失)	_	_	_	△31円21銭
総 資 産(百万円)	_	_	_	31, 070
純 資 産(百万円)	_	_	_	10, 274

(注) 当期より連結決算を開始したため、第86期から第88期は記載しておりません。

② 当社の財産および損益の状況

	区	分	平成24年度 第86期	平成25年度 第87期	平成26年度 第88期	平成27年度 (当事業年度) 第89期
売	上	高(百万円)	40, 077	39, 543	35, 974	29, 272
経常	? 利 経常損	益(百万円)	212	275	△217	△517
当期		リ益(テェロ)	641	389	△121	△347
1株計	当たり は	当期純利益 純 損 失)	31円84銭	20円90銭	△6円52銭	△19円40銭
総	資	産(百万円)	30, 635	30, 600	31, 340	29, 807
純	資	産(百万円)	11, 316	10, 919	10, 759	10, 546

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	出資比率	主要な事業内容
Nippon S	Seiro(Thailand)Co.,	Ltd.	千夕	1/	ーツ , 000	100%	各種ワックスの製造販売

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、原油価格下落による世界同時株安や世界経済の減速懸念に加え、原油価格の動向や為替相場の先行き、国内景気の動向等引続き不透明な状況が続くものと予想されます。このような環境の中で、平成28年度の経営方針、品質方針および2年目を迎えた中期経営計画NS2017の基本方針に基づき、伊藤忠商事株式会社との資本・業務提携による既存ビジネスの拡充と新規ビジネス創出の推進をはじめ、最適原料の安定確保と更なる効率生産の追求、タイ工場の早期本格稼働等を柱とする経営諸課題に引続き取組むとともに、業績改善に全力を傾注してゆく所存です。

このような状況を踏まえ、平成28年度の経営方針、品質方針を以下のとおり定め、企業価値、企業品質の一層の向上および中期経営計画NS2017の推進に全力を傾注してまいります。なお、平成28年度よりテクノワックス株式会社を連結対象といたします。

(経営方針)

1) 持続的発展を可能とするワックススペシャリストとしての事業基盤の強化を図る。

新原料下の安定操業と最適製販の定着、タイ工場の早期採算化および アジア市場の開発・開拓強化、高機能開発製品の更なる拡充、グローバ ル人材の育成強化等を図る。

- 2) 財務体質の改善を図る。 予算必達による配当継続、固定費の削減、在庫の適正化、資本の充実 等を行う。
- 3) 信頼される企業運営を通じて社会貢献を実現する。 安全操業、環境保全、コンプライアンスの徹底を図る。

(品質方針)

日本精蠟はワックスのスペシャリストとして、お客様のニーズに応え、安心してご使用頂ける製品・サービスを提供し続けます。

- 1) テクノワックス㈱を含む全組織において、品質マネジメントシステム の維持管理および継続的改善に努め、更なるお客様満足度の向上を図り ます。
- 2) お客様の真のご要望に応えるべく、品質の向上および環境に配慮した 製品づくりを継続します。
- 3) 製品含有化学物質管理をはじめ、コンプライアンスに基づいた安心・安全な製品を提供し、お客様からの信頼をより高めます。

通期の連結業績につきましては、売上高23,500百万円、営業利益940百万円、経常利益700百万円、親会社株主に帰属する当期純利益350百万円を見込み、株主配当は年間配当で1株につき10円(中間配当で5円、期末配当で5円)を予定しております。しかし、前述のとおり経営環境の先行きは不透明で業績予測は困難なため、業績想定の根拠数値は作成時点で入手可能な情報と過去の実績、傾向を参考に算出しておりますことをあらかじめご了承賜りますようお願いいたします。

株主の皆様におかれましては、諸事情ご賢察のうえ引続き変わらぬご支援 とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(7) 主要な事業内容(平成27年12月31日現在)

当社グループはワックスの専業メーカーとして、石油ワックス、各種ワックスおよび重油の製造・加工・販売を主たる事業としております。

(主要な営業品目)

パラフィンワックス、マイクロクリスタリンワックス、合成ワックス等そ の他各種誘導品および重油

(8) 主要な営業所および工場 (平成27年12月31日現在)

① 当社

本 社 東京都中央区 徳 山 工 場 山口県周南市 大 阪 支 店 大阪府大阪市北区 開発研究センター 山口県周南市 (同 分 室) 茨城県稲敷郡阿見町 つくば事業所 茨城県稲敷郡阿見町

② 主要な子会社

Nippon Seiro (Thailand) Co., Ltd.

本社・工場

タイ王国チョンブリ県

(9) 従業員の状況 (平成27年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	人	数	前連結会計年度末比増減
		249名			_

(注) 当期より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
237名	4名増	40歳8ヶ月	18年2ヶ月

(注) 従業員数は、臨時社員と派遣社員および当社から他社への出向者を除き、他社から当 社への出向者を含む就業人数であります。

(10) 主要な借入先および借入額(平成27年12月31日現在)

		借	入	先				借 入 残 額(百万円)
三	菱 U F	· J 信	託負	银 行	株	式 会	社	3, 199
株	式	会	社	広	島	銀	行	2, 838
株	式 :	会 社	: み	ず	ほ	銀	行	3, 169
株	式	会	社	Щ	口	銀	行	2, 306
株	式	会	社	西	京	銀	行	1,806
株	式 会	社	国	祭 協	力	銀	行	544
株	式 会	社 商	工糸	自合	中步	央 金	庫	500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年12月31日現在)

(1) 株式数

① 発行可能株式総数 89,600,000株

② 発行済株式総数 22,400,000株 (自己株式4,482,141株を含む)

③ 当期中に増加した株式数 該当事項はありません。

(2) 株主数 2,660名

(3) 大株主の状況(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
伊藤忠商事株式会社	1, 927	10.75
三菱商事株式会社	1, 120	6. 25
神 田 成 二	670	3. 73
三菱UFJ信託銀行株式会社	550	3. 06
株式会社西京銀行	513	2. 86
山九株式会社	450	2. 51
安藤パラケミー株式会社	310	1.73
中京油脂株式会社	300	1. 67
徳 機 株 式 会 社	300	1. 67
株式会社広島銀行	290	1.61

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社は、自己株式4,482,141株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (平成27年12月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成27年12月31日現在)

_						
	氏		名		地位および担当	重要な兼職の状況
* *	井細	上田	八	寛朗	代表取締役社長 社長執行役員 取締役 専務執行役員 総務部・経理部・企画管理部管掌 総務部長	
*	関	谷		正	取締役 常務執行役員 販売開発部・開発研究センター・ 品質管理部・テクノワックス㈱管 掌 販売開発部長	
*	安	藤		司	取締役 常務執行役員 国際部・需給部・Nippon Seiro(Thailand)Co.,Ltd.管掌 国際部長	
*	福	間	芳	彦	取締役 常務執行役員 製造部・技術工務部・周和産業㈱ 管掌 徳山工場長	
	常	慶	直	宏	社外取締役	伊藤忠商事㈱エネルギー・化 学品カンパニー エネルギー部門長補佐
	秋	Щ	義	_	常勤監査役	
	田	澤		繁	社外監査役	弁護士
	吉	田	高	志	社外監査役	公認会計士

- (注) 1. 当社は執行役員制度を導入しており、*印の各氏は執行役員を兼務しております。
 - 2. 取締役の常慶直宏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 3. 監査役の田澤 繁および吉田高志の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役の田澤 繁氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。
 - 4. 監査役の秋山義一氏は監査役就任まで当社の経理部長職にあり、また監査役の 吉田高志氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有し ております。監査役の田澤 繁氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
 - 5. 取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。

執行役員 山本 益司 (Nippon Seiro (Thailand) Co., Ltd. 社長)

執行役員 曽根 一人(徳山工場副工場長兼技術工務部長)

執行役員 今野 卓也(事業推進室長)

執行役員 三宅 英司(つくば事業所長)

執行役員 十屋 直紀 (経理部長兼企画管理部長)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分支給人員支給額取締役10名107百万円監查役4名17百万円合 計14名125百万円(内、社外役員4名10百万円)

(注) 1. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、各取締役の職責および業績等を考慮して決定するものとしております。その決定方法は、株主総会において決議された年額報酬の範囲内において、取締役の個別の報酬を取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬は、各監査役の職責を考慮して決定するものとしております。その決定方法は、株主総会において決議された年額報酬の範囲内において、監査役の個別の報酬を監査役の協議にて決定しております。

2. 株主総会決議に基づく取締役の年額報酬は270百万円以内、監査役の年額報酬は36 百万円以内であります。

(3) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- ① 平成27年3月27日開催の定時株主総会において吉田高志氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- ② 平成27年3月27日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役 吉田 泰邦、齊藤俊雄、西田重信および東 照二の各氏は任期満了により退任し、 監査役新井田勝雄氏は辞任いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役常慶直宏氏は、伊藤忠商事株式会社のエネルギー・化学品カンパニーエネルギー部門長補佐であり、当社は伊藤忠商事株式会社との間に原料油ならびに当社製品の売買等の主要な取引関係があります。なお、伊藤忠商事株式会社は当社の特定関係事業者であります。

監査役田澤 繁氏は、柏木・田澤法律事務所のパートナー弁護士でありますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役吉田高志氏は吉田公認会計士事務所の代表者でありますが、当社 との間に特別の利害関係はありません。なお、同氏は平成25年6月まで当社 の特定関係事業者である新日本有限責任監査法人の業務執行者として在籍 しておりました。

② 取締役会および監査役会への出席状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	常慶直宏	当事業年度開催の取締役会および執行役員会12回全て に出席し、企業経営に関する見識とエネルギー業界に おける豊富な経験に基づき、適切な助言、提言を行っ ております。
社外監査役	田澤繁	当事業年度開催の取締役会および執行役員会12回および監査役会9回全てに出席し、法曹界における経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	吉田高志	平成27年3月27日監査役就任以降に当事業年度開催の 取締役会および執行役員会10回および監査役会7回全 てに出席し、経営管理および企業会計における経験と 見識に基づき適宜発言を行っております。

③ その他の活動状況

研修会や社内の重要会議への出席や代表取締役および内部監査部門と意見交換会を定期的に開催する等経営の健全性の確保のための活動に取組みました。

(5) 前各号に掲げるもののほか役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額 34百万円

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品 取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金 額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬 見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき 会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社である、Nippon Seiro (Thailand)Co., Ltd. は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人 (外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。) による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象 新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

- ③ 処分理由
 - ・社員の過失による虚偽証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制
 - 1) 取締役会は取締役会規則・細則に基づき、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - 2) 取締役会は取締役会規則・細則等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
 - 3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は担当業務の 執行状況を四半期毎に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務 執行を相互に監視・監督する。
 - 4) 当社は監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた監査役会規則および監査役監査基準等に基づき、取締役会をはじめ重要会議に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行の監査を実施する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執 行に係る文書および情報を、法令および「社規管理規程」「文書取扱及 び文書情報取扱規程」等の関係諸規程の定めに従い、適切に記録・保存・ 管理する。
 - 2) 前項の文書および情報は、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
 - 3) 法令および金融商品取引所の規則等に定める開示事項は、適時適切な開示に努める。
- ③ 当社および当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社の取締役会は事業の継続性確保のため当社および子会社のリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - 2) リスク管理の所管部門である企画管理部は、当社および子会社のリスク管理体制の整備を支援するとともに、当社および子会社のリスクの把握およびその取組状況を監査し、その監査結果を適宜当社の取締役会に報告する。
 - 3) 各部門の長および使用人は自部門のリスク管理体制を適宜整備・改善するとともに、自部門に内在するリスクの洗い出しを定期的に実施し、そのリスクの軽減に努める。

- 4) 当社の工場の安全および環境整備に関しては、認証取得した環境マネジメントシステムのほか、安全対策のための基本方針および事故発生時の対策措置について定めた「安全対策本部規程」等に基づき、適宜整備・改善に努める。
- ④ 当社の取締役および執行役員ならびに当社子会社の取締役の職務の執行 が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社の経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離および権限と 責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略・ 方針の決定および業務執行の監督等高度な経営判断に専念し、執行役員 会は業務執行機能の役割を明確化し、業務執行の迅速な対応に努める。 執行役員の任命および業務分担は取締役会の決議により決定する。
 - 2) 当社の取締役会および執行役員会は毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - 3) 当社の取締役会は中期経営計画および年次経営目標を策定し、取締役 および執行役員はその達成に向けて業務を遂行するとともに、四半期毎 に業務の進捗状況の実績管理を実施し取締役会および執行役員会に報告 する。
 - 4) 子会社の取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - 5) 子会社の取締役会は年次経営目標を策定し、子会社の取締役はその達成に向けて業務を遂行する。
- ⑤ 当社の使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が 法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社の使用人ならびに子会社の取締役および使用人は法令および関係 諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に あたり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
 - 2) 企画管理部を当社および子会社のコンプライアンスおよび内部監査の 担当部とし、「内部監査規程」に基づき当社および子会社の業務監査・ 制度監査および内部統制監査を実施し、不正の発見、防止およびその改 善を図るとともに、その監査結果を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - 3) 当社および子会社はコンプライアンスの周知徹底を図るために適宜社 員研修を実施する。
 - 4) 違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、当 社および子会社の役職員が利用できるコンプライアンスに関する内部通 報制度等の整備・構築を図る。

- ⑥ 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する ためのその他の体制
 - 1) 当社は子会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業 内容の定期的な報告および重要案件の事前協議を実施する等適正な子会 社管理に努める。
 - 2) 当社の取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、当社の監 査役は子会社の業務執行状況を監査する。
 - 3) 子会社を管掌する当社の取締役は子会社の業況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - 4) 子会社は当社との連携を図り、内部統制システムの整備を図る。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に おける当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置してないが、監査役からの要請ある場合は監査役の職務補助のため監査役スタッフを置くものとする。

- ⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項 前項の要請ある場合は監査役スタッフの独立性を確保するため、当該使 用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることとする。
- ⑨ 当社の監査役の第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフに対する指揮命令権は監査役に帰属し、取締役からの指揮命令を受けない。

- ⑩ 当社の監査役に報告をするための体制
 - 1) 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、監査 役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役 の求めに応じて業務執行状況を報告する。
 - 2) 当社の取締役は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があること を発見した場合は発見次第直ちに当社の監査役会に報告する。
 - 3) 子会社の取締役は当該子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は発見次第直ちに当社の監査役会に報告する。
- 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は当社の監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に不利な取り扱いを行わない。

② 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

- ③ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役と代表取締役は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について 意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。
 - 2) 監査役会は代表取締役および取締役会に対し、監査方針および監査計画ならびに監査の実施状況・結果について適宜報告する。
 - 3) 監査役会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて 内部監査部門に調査を求める。
 - 4) 監査役会は会計監査人と適宜会合をもち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令遵守の実践を経営の重要課題と位置づけ、当社が遵守すべき法律および当社に影響を及ぼすリスクを洗い出しリスク管理表を年に1回見直し作成し、取締役会に報告しております。また、製造設備に関わるリスクについては、適宜設備リスクアセスメントを実施し安全操業に努めております。
- ② 内部監査部門である企画管理部が内部監査計画に基づき、当社および当社子会社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を内部監査書として、代表取締役および常勤監査役に対し報告するとともに、取り纏めた内容を四半期ごとに取締役会に報告しております。
- (3) 会社の財務および事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針 特記すべき事項はありません。

⁽注) 本事業報告に記載の数量、金額、持株数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成27年12月31日現在

資産の	部	負債の	部
	百万円		百万円
流動資産	15, 375	流動負債	11, 892
現金及び預金	1, 447	支払手形及び買掛金	1, 172
受取手形及び売掛金	3, 157	短期借入金	6, 990
商品及び製品	4, 727	1年内返済予定 の長期借入金	2, 271
原材料及び貯蔵品	4, 865	リース債務	52
繰延税金資産	248	賞与引当金	42
その他	932	修繕引当金	87
貸倒引当金	△3	その他	1, 275
固定資産	15, 695	固定負債	8, 904
有形固定資産	14, 912	長期借入金	5, 583
建物及び構築物	2, 139	リース債務	270
機械装置及び運搬具	1, 659	再評価に係る繰 延 税 金 負 債	2, 767
土 地	9, 539	退職給付に係る負債	120
リース資産	309	その他	161
建設仮勘定	1, 208	負 債 合 計	20, 796
その他	55	純資産の	部
		株 主 資 本	4, 356
無形固定資産	111	資 本 金	1, 120
リース資産	3	資本剰余金	25
その他	107	利益剰余金	4, 348
	101	自己株式	△1, 137
といった。 投資その他の資産	672	その他の包括利益累計額	5, 917
投資す価証券	475	その他有価証券評価差額金	94
操 延 税 金 資 産		土地再評価差額金	5, 853
	100	為替換算調整勘定	△30
そ の 他 資産合計	97 31, 070	純資産合計	10, 274
資 産 合 計	31,070	負債純資産合計	31, 070

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
 - 2. 当期より連結決算を開始しております。

連結損益計算書

平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで

							百万円
売	上		高				29, 250
売	上	原	価				27, 563
	売	上	総	利	益		1, 686
販 売	費及び一	- 般 管	理 費				2, 340
	営業	損	Ļ	(Δ)		△653
営	業外	収	益				
	受 耳	Σ̈́	利	息		7	
	受 取	配	当	金		89	
	受 取	賃	貸	料		254	
	為	幸	差	益		4	
	そ	0)		他		34	390
営	業外	費	用				
	支 拮	4	利	息		254	
	固定資	産 賃	貸費	費 用		175	
	そ	0)		他		37	466
	経 常	損	夫	(Δ)		△729
特	別	損	失				
		産	除却	** *		4	4
	税金等						△734
	法人税				業 税	0	
	法 人		等 訓	-	額	△175	△175
	少数株主						△559
	少 数		主		益		_
	当期	純	損り	ŧ (,	Δ)		△559

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
 - 2. 当期より連結決算を開始しております。

連結株主資本等変動計算書

平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで

(単位:百万円)

																<u>.</u> . ⊢	
		株 主 資 本															
	資	本	金	資	本 乗	余	金	利益	三剰	余 金	自	己	株	式	株主	三資 本	合計
当連結会計年度期 首残高		1	, 120				25			5, 087			△1,	137			5, 094
当連結会計年度変 動額																	
剰余金の配当										△179							△179
当期純損失(△)										△559							△559
自己株式の取得														$\triangle 0$			$\triangle 0$
株主資本以外の項目 の当連結会計年度変 動額(純額)																	_
当連結会計年度変 動額合計			_				_			△738				$\triangle 0$			△738
当連結会計年度末残高		1	, 120				25			4, 348			△1,	137			4, 356

	そ	の他の包括	舌利 益 累 計	額	
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価差 額 金	為 替 換 算	その他の 位利 益 素計 額 合計	純資産合計
当連結会計年度期首残高	66	5, 566	8	5, 642	10, 737
当連結会計年度変 動額					
剰余金の配当				_	△179
当期純損失(△)				_	△559
自己株式の取得				_	△0
株主資本以外の項目 の当連結会計年度変 動額(純額)	27	286	△39	275	275
当連結会計年度変 動額合計	27	286	△39	275	△463
当連結会計年度末 残高	94	5, 853	△30	5, 917	10, 274

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
 - 2. 当期より連結決算を開始しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数 1社 Nippon Seiro(Thailand) Co., Ltd.
 - ② 非連結子会社の状況
 - ・主要な非連結子会社の名称 テクノワックス株式会社
 - ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

- (2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 Nippon Seiro(Thailand) Co.,Ltd. の決算日は、10月31日であります。 連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、11月1日から連結決算日12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- (4) 会計処理基準に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 1)有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

2) デリバティブ

時価法を採用しております。

3) たな卸資産

月次移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく

第価切下げの方法)を採用しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - 1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - 国内連結会社

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については定率 法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、 は、定額法を採用しております。

• 海外連結会社

定額法を採用しております。

2)無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用してお ります。

- ③ 重要な引当金の計上基準
 - 1)貸倒引当金

売掛金、受取手形等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額のうち当連結会 計年度対応分を計上しております。

3)修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出見込額のうち、当連結会計年度末までに負担すべき費用を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度については、退職給付に 係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、 直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用い た簡便法を適用しております。

- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
 - 1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理 によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約等に ついては振当処理を採用しております。

2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務等、借入金

3)ヘッジ方針

市場リスクを受ける資産、負債の範囲内で取引を行っており、資産及び 負債が負う為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行って おります。

4)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始 時及びその後の相場変動またはキャッシュ・フローの変動による相関関 係が確保されているため、その判定をもって有効性の判定に代えており ます。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,138百万円
機械装置及び運搬具	715百万円
土地	6,784百万円
有形固定資産その他	12百万円
計	8,650百万円

2

H I	0,000 🖂 /3 1
② 担保に係る債務	
短期借入金	363百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,960百万円
長期借入金	3,536百万円
計	5,860百万円

- (2) 割賦払いにより所有権が留保されている資産及び対応する債務
 - ① 割賦払いにより所有権が留保されている資産

機械装置及び運搬具	144百万円
有形固定資産その他	1百万円
計	146百万円

② 対応する債務

流動負債その他	103百万円
固定負債その他	158百万円
#	261百万円

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 25,817百万円 なお、上記には減損損失累計額が含まれております。
- (4) 偶発債務 連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額 360百万円

- (5) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- ① 再評価の方法……土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公 布政令第119号)第3号、第4号及び第5号の規 定により算出。
- ② 再評価を行った年月日……平成12年12月31日
- ③ 再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の 帳簿価額との差額………△3,352百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 22,400,000株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成27年3月27日定時株主総会	普通株式	89	5.00円	平成26年 12月31日	平成27年 3月30日
平成27年7月31日 取 締 役 会	普通株式	89	5.00円	平成27年 6月30日	平成27年 9月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年3月30日開催の定時株主総会に次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成28年 3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	89	5.00円	平成27年 12月31日	平成28年 3月31日

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブ取引は、外貨建金銭債務等の為替変動リスクを回避するため、及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リ スクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとに取引限度額を 設定するとともに、取引状況に異常がないことを確認しております。連結 子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行ってお ります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、 主に業務上の関係を有する株式であり、定期的に時価を把握しております。 営業債務である買掛金は、支払期日が全て1年以内であります。外貨建て の買掛金は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部については変動 リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引(為替予約取 引)をヘッジ手段として利用しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。外貨建ての借入金は為替の変動リスクに、変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、一部については変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引(為替予約取引及び金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、「1. 連結計算書類の作成のための 基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計処理基準に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引については、取引権限を定めた社内規程に従い、経理部が執行管理しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、 信用リスクを軽減するために、取引のある金融機関とのみ行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	3, 157	3, 157	_
(2) 投資有価証券 その他有価証券	333	333	_
(3) 支払手形及び買掛金	(1, 172)	(1, 172)	_
(4) 短期借入金	(6, 990)	(6, 990)	_
(5) 長期借入金	(7, 855)	(7, 777)	78
(6) デリバティブ取引	_	_	_

- (*)負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する 事項
 - (1) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券の時価は取引所の価格によっております。

(3) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金(2,271百万円)を含んでおります。

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

(注2) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額142百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(2)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 573.40円
- (2) 1株当たりの当期純損失(△) △31.21円
- 6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

平成27年12月31日現在

資産の	部	負債の	部
	百万円		百万円
流動資産	15, 129	流動負債	11, 516
現金及び預金	1, 343	支 払 手 形	3
受取手形	53	買 掛 金	1, 167
売 掛 金	3, 110	短期借入金	6, 990
商品及び製品	4, 703	1年内返済予定の長期借入金	1, 987
原材料及び貯蔵品		リース債務	13
	4, 818	未 払 金	639
前払費用	175	未 払 費 用	54
繰 延 税 金 資 産	247	預り金	520
その他	680	賞 与 引 当 金 修 繕 引 当 金	36 87
貸 倒 引 当 金	$\triangle 3$	修 繕 引 当 金 設備関係支払手形	
		設備関係又払于形 そ の 他	6 8
固定資産	14, 677		0
有 形 固 定 資 産	12, 990	 固定負債	7, 743
建物	782	長期借入金	4, 665
構築物	971	リース債務	27
機械及び装置	1, 565	再評価に係る繰延税金負債	2, 767
船舶・車輌及び運搬具	94	退職給付引当金	120
工具、器具及び備品	54	長期未払金	161
土 地	9, 419	負債合計	19, 260
リース資産	35	純資産の 株主資本	4, 598
1	66	休 土 貝 平 資 本 金	1, 120
建設仮勘定	66	資本剰余金	25
		資本準備金	14
無形固定資産	110	その他資本剰余金	10
ソフトウェア	96	利益剰余金	4, 591
リース資産	2	利益準備金	265
ソフトウェア仮勘定	5	その他利益剰余金	4, 325
そ の 他	5	固定資産圧縮積立金	59
		別途積立金	920
投資その他の資産	1, 576	繰越利益剰余金	3, 345
投資有価証券	417	自己株式	△1, 137
関係会社株式	962	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	5, 948 94
繰延税金資産	100	ての他有脚証券計画差額金 土地再評価差額金	5, 853
その他	97	—— <u>工地符計圖左領亚</u> 純資産合計	10. 546
資産合計	29, 807	負債純資産合計	29, 807

⁽注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで

					百万円
売	上	高			29, 272
売 上	. 原	価			27, 583
	売 上	総利	」 益		1, 689
販 売 費 及	び一般管理	費			2, 184
	営 業	損	失(△)		△495
営 業	外 収	益			
受	取利息	配当	金	89	
受	取 賃	貸	料	254	
為	替	差	益	6	
雑	収		入	34	385
営 業	外 費	用			
支	払	利	息	201	
固	定資產賃	貸費	用	175	
雑	支		出	30	407
	経 常	損	失(△)		△517
特 別	損	失			
固	定資産	除却	損	4	4
	税引前当	期純損	失(△)		△521
	法人税、住民	民税及び	事業税		0
	法 人 税	等 調	整 額		△174
	当 期 純	損	失(△)		△347

⁽注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで

(単位:百万円)

								(1 1-24 -	D /3 1/
				株	主 資	本			
		資本剰余金			利 益 剰 余 金				
	資本金	%L \#\	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金
		資本準備金				固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金計
当期首残高	1, 120	14	10	25	265	61	920	3, 870	5, 118
当期変動額									
剰余金の配当				_				△179	△179
固定資産圧縮積立金の 取崩				_		$\triangle 2$		2	
当期純損失(△)				_				△347	△347
自己株式の取得				_					_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				_					_
当期変動額合計	_	_	_	_	_	△2	_	△524	△526
当期末残高	1, 120	14	10	25	265	59	920	3, 345	4, 591

	株主資本		i	(1) No. 1 A 41		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△1, 137	5, 125	66	5, 566	5, 633	10, 759
当期変動額						
剰余金の配当		△179			_	△179
固定資産圧縮積立金の 取崩		_			_	_
当期純損失(△)		△347			_	△347
自己株式の取得	△0	△0			_	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		_	27	286	314	314
当期変動額合計	△0	△526	27	286	314	△212
当期末残高	△1, 137	4, 598	94	5, 853	5, 948	10, 546

⁽注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額 は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算出しております。)を採用しておりま

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

- ② デリバティブ等の評価基準及び評価方法 時価法を採用しております。
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 月次移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は、 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物

10年~50年

機械及び装置

2年~15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、受取手形等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額のうち当事業年度 対応分を計上しております。

③ 修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出見込額のうち、当事業年度末までに負担すべき費用を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、 直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用い た簡便法を適用しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引 ヘッジ対象…外貨建金銭債務等、借入金

③ ヘッジ方針

市場リスクを受ける資産、負債の範囲内で取引を行っており、資産及び負債が負う為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時 及びその後の相場変動またはキャッシュ・フローの変動による相関関係が 確保されているため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- ① 担保に供している資産

建物	526百万円
構築物	611百万円
機械及び装置	715百万円
工具、器具及び備品	12百万円
土地	6,784百万円
1	8,650百万円

② 担保に係る債務

ジ 担体に係る損伤	
短期借入金	363百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,960百万円
長期借入金	3,536百万円
計	5.860百万円

- (2) 割賦払いにより所有権が留保されている資産及び未払金残高
- ① 割賦払いにより所有権が留保されている資産

機械及び装置	144百万円
船舶・車両及び運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	1百万円
= +	146百万円

② 対応する債務

未払金	103百万円
長期未払金	158百万円
計	261百万円

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 25,803百万円 なお、上記には減損損失累計額が含まれております。
- (4) 偶発債務

保証債務	1,559百万円(466百万THB)
連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額	360百万円

- (5) 関係会社に対する金銭債権、債務
- ① 短期金銭債権238百万円② 短期金銭債務191百万円

- (6) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- ① 再評価の方法……土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公 布政令第119号)第3号、第4号及び第5号の規 定により算出。
- ② 再評価を行った年月日……平成12年12月31日
- ③ 再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿 価額との差額……………… △3,352百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高 売上高

29百万円

仕入高

2,389百万円 4百万円

販売費及び一般管理費

10/7/7

営業取引以外の取引高

284百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

4,482,141株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産	百万円
賞与引当金	11
退職給付引当金	38
投資有価証券評価損	48
たな卸資産評価損	52
修繕引当金	28
繰越欠損金	285
その他	10
計	476
評価性引当額	△55
繰延税金資産合計	420
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△28
その他有価証券評価差額金	$\triangle 44$
繰延税金負債合計	<u></u>
繰延税金資産の純額	347

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は29百万円減少し、法人税等調整額が34百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は286百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	テクノ ワックス(株)	所有 100.00%	固定資産の 賃貸	固定資産の 賃貸 (注1)	202 (注3)	流動資産その他	18 (注3)
子会社	Nippon Seiro (Thailand) Co.,Ltd.	所有 100.00%	債務保証	債務保証 (注2)	1, 559	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 減価償却費及びその他経費を基礎として決定しております。
- (注2) 銀行借入1,281百万円 (383百万THB) 及びリース債務277百万円(83百万THB) につき、債務保証を行ったものであります。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めて おります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 588.62円
- (2) 1株当たりの当期純損失(△) △19.40円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

退職給付会計

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型及び非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(積立型制度)では、勤務期間と資格によるポイント制度に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度)では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 退職給付引当金の期首残高 67百万円退職給付費用 144 退職給付の支払額 △4 制度への拠出額 △86

退職給付引当金の期末残高

120百万円

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に記載された退職給付 引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,029百万円
年金資産	$\triangle 922$
	106
非積立型制度の退職給付債務	14
貸借対照表に記載された負債と資産の純額	120百万円
退職給付引当金	120百万円
貸借対照表に記載された負債と資産の純額	120百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

144百万円

独立監査人の監査報告書

平成28年2月9日

日本精蠟株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 Δ 認会計士 秋 山 賢 - ® 指定有限責任社員 Δ 認会計士 宮 下 毅 ®

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精蠟株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精蠟株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年2月9日

日本精蠟株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 下 毅 卿

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精蠟株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた、監査には、経営者が採用した会計方針及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

・会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその方法
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び 結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である企画管理部等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属 明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変 動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行 についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月12日

日本精蠟株式会社 監査役会 常勤監査役 秋 山 義 一 卿 社外監査役 田 澤 繁 卿 社外監査役 吉 田 髙 志 卿

以上

株主メモ

事 業 年 度 1月1日~12月31日 期末配当金受領株主確定日 12月31日

期末配当金受領株主確定日中間配当金受領株主確定日

6月30日

定時株主総会

0月30日

株主名簿管理人

毎年3月

株 主 名 簿 管 理 人 特別口座の口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先

三菱UF J信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711 (通話料無料)

上場証券取引所 東京証券取引所

公告の方法電子公告により行う。

公告掲載URL http://www.seiro.co.jp (ただし、電子公告によることができない事故、その 他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新 聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。 口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ 信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座管理機関(三菱 UFJ信託銀行)にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店 にてもお取次ぎいたします。
- 3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

本 社 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目5番18号 電話 (03) 3538-3061 (代表)

徳 山 工 場 〒745-0803 山口県周南市大字大島850番地 電話 (0834) 84-0334 (代表)

大 阪 支 店 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満二丁目6番8号 電話 (06) 6365-5685 (代表)

開発研究センター 〒745-0803 山口県周南市大字大島850番地 電話 (0834) 84-0339 (代表)

> (分 室) 〒300-1155 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原3580-2 電話 (029) 829-5050 (代表)

つくば事業所 〒300-1155 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原3580-2 電話 (029) 829-5050 (代表)

> 当社ホームページアドレス http://www.seiro.co.jp

【株式に関するお手続きについて】

〇特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容		お問合せ先
○特別口座から一般口座への振替請求○単元未満株式の買取請求○住所・氏名等のご変更○特別口座の残高照会○配当金の受領方法の指定(*)	特別口座の 口座管理機関	三菱UF J信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会○支払期間経過後の配当金に関するご照会○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	[手続き書類のご請求方法] ○音声自動応答電話によるご請求 0120-244-479 (通話料無料) ○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/

(*) 特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比 例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会○支払期間経過後の配当金に関するご照会○株式事務に関する一般的なお問合せ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
○上記以外のお手続き、ご照会	口座を開設されている証券会社等にお問合せくださ
等	l V 'o

